

## 世知原地区コミュニティ・スクールに向けて

※「**学校評議員会**」が立ち上がりました。(2000年)

- ・学校評議員は校長の推薦を受け、教育委員会が委嘱した方々です。
- ・学校評議員とは、校長の求めに応じて学校運営に意見を進言する方々です。
- ・そのため、校長は学校経営方針を説明し、ご意見を反映した学校経営を行います。
- ・また、各学期ごとに児童生徒の様子を報告したり、学校評価の結果を説明したり、今後の改善に向けたご意見をいただきます。

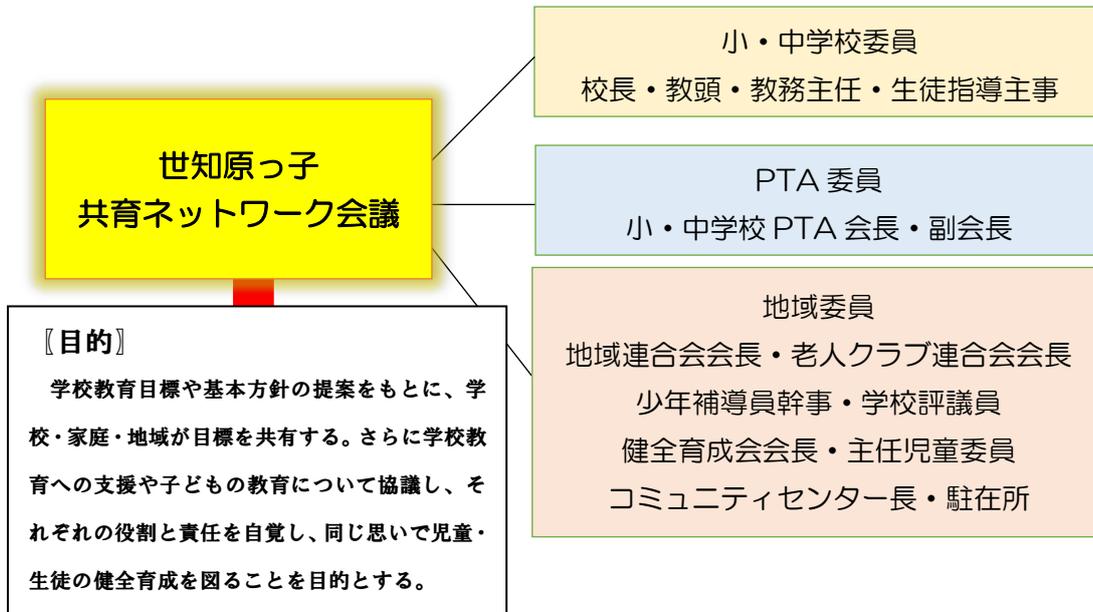
※「**学校評価**」始まる(2007年)・・・学校(義務)、「**学校関係者評価**」(努力義務)  
 →教員・保護者 →学校評議員・地域関係者

※「**学校支援会議**」へ発展(2008年～県内の公立小中学校すべて設置済み)

学校支援会議は、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることが目的です。

世知原小・中学校は、この「**学校支援会議**」を立ち上げるため、

**「世知原っ子共育ネットワーク会議」**を組織し現在に至ります。



2017年度(H29年度)～法律の改正により、学校運営に保護者や地域住民が参画する「**学校運営協議会(コミュニティ・スクール)**」の設置が努力義務化。

R8～**「会議体」**として移行する

**「学校運営協議会」**  
(コミュニティ・スクール)

R9～**+**

**「地域学校協働本部」**

これまでは小・中学校委員+PTA委員+地域委員。  
 今後さらに「自治協代表」「高原夏まつり実行委員」等の皆様に新たに参画いただき、学校・地域のさらなる活性化につながるご意見をいただく。  
 令和8年度では、自治協やコミセンと「地域学校協働本部」の在り方を検討し、令和9年度の設置を目指す。

# 「地域学校協働活動」スタート!

## 【現時点における学校・PTA・地域の連携】

### ※小・中学校の連携

- 小中連携合同研修会（年2回：小・中教職員）
- 合唱コンクール参観（5・6年生）
- 学校保健委員会講演会参観（R7：4・5・6年生）

### ※学校・PTAの連携

- OPTA 事業部による講演会の実施（中）
- メディア安全講演会（中）
- 学校保健委員会による講演会実施（小中合同）
- 運動会・体育大会の運営サポート

令和8年度中において、学校・PTA・健全育成会・自治協・コミセンと協議しながら、さらなる連携の在り方を協議していく予定です。

### ※学校・PTA・健全育成会の連携

- 交通安全週間：幟旗立て・立哨指導
- 夏祭りの夜間補導
- こども寺子屋（夏休み）
- 餅つき・門松づくり（12月）
- どんど焼き（1月：世知原少年自然の家主催）

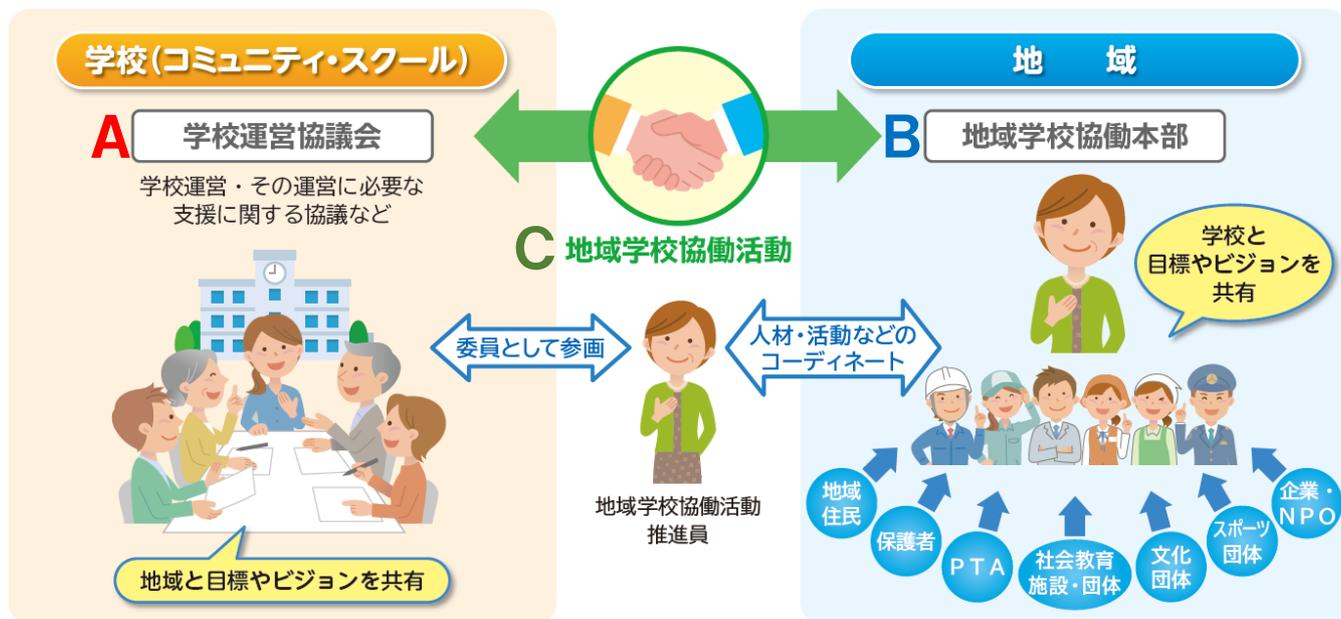
### ※学校・地域との連携

- 児童生徒の世知原くんち参加…小：こども浮立、中：竜踊り、起業体験学習販売
- せちばるスポレク祭の運営サポート
- グランドコンフィアンスの利益を寄付
  - ・世知原地区福祉推進協議会
  - ・世知原高原夏祭り実行委員会
  - ・世知原新茶祭りじげもん市実行委員会
- 世代間交流グラウンドゴルフ大会への参加
- 町民文化祭…吹奏楽部、三味線、日舞、各教科作品展示、交通安全ポスター
- 地域清掃ボランティア（生徒会主催）
- 世知原武道始め（自治協主催）

# 「コミュニティ・スクール」について

佐世保市教育委員会

## 1 コミュニティ・スクールとは？



### コミュニティ・スクールとは

「学校運営協議会(A)」を設置した学校のこと。「学校運営協議会」は学校支援会議等に代わり、委員となった教職員、保護者、地域の皆様が、一定の権限と責任をもって学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりすることを通じて、学校の様々な課題解決に参画していく仕組みです。

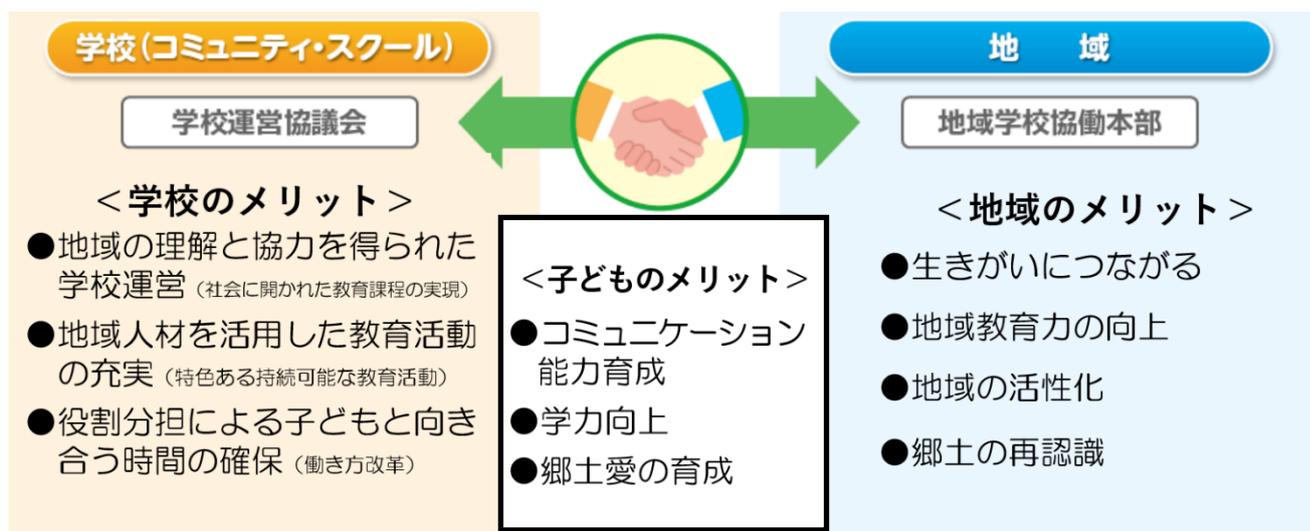
### 地域学校協働本部(B)とは

地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う地域学校協働活動(C)を進めていく体制のこと。地域学校協働活動推進員を中心とした様々な団体や個人とのゆるやかなネットワークであり、連携の体制は地域によって様々な形態が考えられます。

## 2 導入により期待される効果

### 期待される姿

- ①学校と保護者・地域の皆様が一緒に学校や地域の課題等に向き合う姿
- ②地域の大人の力を生かした教育活動で、子どもたちの学びや体験が充実する姿
- ③保護者や地域の皆様と学校が、互いに顔が見える関係となり、スムーズな連携・協働につながる姿
- ④保護者や地域の皆様が、教育活動に参画することで、生きがいにつながり、地域も活性化する姿



### 3 これまでの会議との違いは？



「学校運営協議会」の主な3つの役割

- ①学校運営の基本方針を承認する→(必須)
- ②学校運営について校長に意見を述べることができる
- ③教職員の任用に関して校長を通して教育委員会へ意見を述べるができる(ただし、処分に関する機能は含まれない)

これまでの学校評議員や学校支援会議との大きな違いが①の「**学校運営の基本方針を承認する**」という役割です。

#### <協議のイメージ>



★必ず行っていただくことは、上記①の学校運営基本方針の「承認」です。

★「承認」後、「学校運営のために必要な支援」については、各学校・地域の目標や課題に合わせて、柔軟に内容を決めていくことができます。

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入により、保護者や地域住民の皆様が当事者として学校運営に参画することを通じて、「地域とともにある学校づくり」や「課題解決に向けた取組」を効果的に進めることが期待されます。

#### <学校運営協議会の委員> 佐世保市学校運営協議会規則より

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1)学校の所在する地域の住民
- (2)学校在籍児童生徒の保護者
- (3)学校の校長
- (4)学校の教職員
- (5)学識経験者
- (6)その他教育委員会が必要と認める者

※校長が教育委員会へ推薦できる ※委員の定数は25名以内

佐世保市教育委員会では、今後、コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部の設置校を拡充していきたいと考えています。

【お問い合わせ先】 佐世保市教育委員会

◆コミュニティ・スクール(学校運営協議会)について……学校教育部 学校教育課 (25-9644)

◆地域学校協働本部・コーディネーターについて……教育総務部 社会教育課 (37-6115)

※文部科学省のパンフレットはこちら…<https://manabi-mirai.mext.go.jp/document/pamphlet/index.html>